

の義といへり、犯己母罪、犯己子罪等の事、我朝には聞えぬを、こゝに來り住る新羅人高麗人、此事ありしをもて冠らしめたりといへり。

〔延喜式祝詞〕六月晦日大祓之十二月准中略

國津罪止八生膚斷、死膚斷、白人、胡久美略、下

〔大祓詞後釋上〕胡久美は、同書和抄に瘰、寄肉也、瘰肉和名阿萬之々、一云古久美とある是なり、阿

萬之々は贅肉なり、又其次に擧たる附贅懸中なども同じ類なり、かくて此類は共に、きたなき

物なる故に、穢を以て罪とするなり、中略考に、美字を麗と改めて新羅高麗の人とし、次の己

母犯罪云々へ係て解きたるは、いみじきひがごととなり、まづ貞觀儀式には、故久彌と書れたる、

此彌字をも共に麗の誤とはいひがたかるべし、そのうへ太神宮延曆儀式帳には、生秦斷、死膚

斷、己母犯罪、己子犯罪、畜犯罪、白人古久彌、川入火燒罪乎、國都罪止定氏と、己母犯云々は別に上

にあるを、かの説の如くにては、いかに解べきぞ、己母犯罪云々は、白人胡久美に關らざること

明らけきをや、

〔醫心方二十一〕治婦人陰中瘰肉アヤシ、又コクミ方第十一

病源論云、陰内瘰肉由胞絡虛損冷熱不調風邪客之、邪氣乘陰搏於血氣、變生瘰肉也、其狀如鼠乳、

〔倭名類聚抄瘰〕附贅 莊子云、附贅懸疣贅音制、俗云布須倍

〔箋注倭名類聚抄瘰〕所引太宗師篇及駢拇篇文、原書懸、作縣、按說文、縣繫也、从系持、轉注爲郡縣、

俗縣、挂字从心以別之、玉篇縣今俗作懸是也、釋名、贅屬也、橫生一肉屬著體也、段玉裁曰、大雅傳曰、

贅、屬也、謂贅爲綴之假借也、孟子屬其耆老、大傳作贅、其耆老、公羊傳云、君若贅旒、史漢云、贅壻、此爲

聯屬之稱、莊子附贅懸疣、老子餘食贅行、此爲餘贅之稱、皆綴字之假借、說文、贅、以物質、錢、非此義也、

醫心方贅、萬安方誌、同訓、又按贅、今俗呼古夫、

附贅